

いわき市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を指定したので、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第54条第1項の規定により、告示します。

令和8年4月1日

いわき市長 内田 広之

- 1 指定納付受託者の氏名（事業所名）及び住所（所在地）  
株式会社めぶきカード  
茨城県水戸市南町三丁目4番12号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
「元気なまちいわき・ふるさと寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで